

泉大津市民間事業者等によるアビリティ支援プログラム登録制度登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、企業、団体等（以下「民間事業者等」という。）が、その保有するノウハウやソリューションを活かして、市民・自然環境のアビリティ向上を支援するプログラムを提供する仕組みである「民間事業者等によるアビリティ支援プログラム登録制度」（以下「本制度」という。）に登録しようとする民間事業者等が、本制度に登録するにあたっての要件、手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「アビリティ」とは、身体及び認知機能や能力、技量、才能など広く健康に資する能力及び地球温暖化の防止、水・大気環境の保全、生態系の維持等に資する物質循環機能や再生・浄化能力など自然が本来持つ能力をいう。

2 この要綱において、「アビリティ支援プログラム」とは、民間事業者等が実施する市民の「健康」、アビリティ向上に資する「教育」及び自然と共生可能な循環型社会の実現に資する「環境」創出を支援するプログラムであって、次に掲げる事項のいずれかを含むものをいう。

- (1) アビリティ講座への講師派遣
- (2) 市内でのアビリティ関連イベントの開催又は市及び他の機関が開催するアビリティ関連イベントへのブース出展や協賛等の協力
- (3) アビリティ向上ツール又はサービスの提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民・自然環境のアビリティ向上に資するもの

(登録の申請)

第3条 プログラムの登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、アビリティ支援プログラム登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、次条に規定する登録の基準に基づき速やかに審査を行い、登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果をアビリティ支援プログラム登録決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(登録の基準)

第5条 登録の基準は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加を制限されていないこと。

イ 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱（令和 3 年 1 月 12 日施行）による競争入札の参加に関する指名停止の措置を受けていないこと。

ウ その他アビリティ支援プログラムを提供する者にふさわしいと市長が認める民間事業者等であること。

(2) アビリティ支援プログラムについて、アビリティ向上に資する一定程度の根拠があるものであること。

(3) アビリティ支援プログラムが無償又は低額で提供可能なものであること。

（登録の有効期間）

第 6 条 登録の有効期間は、当該プログラムの登録が行われた日から起算して 1 年を経過した後に最初に迎える 3 月 31 日までとする。

2 登録の有効期間が終了する日の 1 月前までに書面による別段の意思表示がないときは、有効期間が 1 年間自動更新されるものとする。

（登録プログラムの実施に係る調整等）

第 7 条 市は、第 4 条の規定により登録されたアビリティ支援プログラム（以下この条及び次条において「登録プログラム」という。）の実施に係る調整等を次のとおり行うものとする。

(1) 第 2 条第 2 項第 1 号に規定する事項について、民間事業者等による講座を市の出前講座のメニューに追加し、ホームページ、チラシ等で周知し、市民、民間事業者等からの講師派遣の要望に応じて登録プログラム提供者（以下「プログラム提供者」という。）と実施日程等の調整を行い、講師を派遣するものとする。

(2) 第 2 条第 2 項第 2 号に規定する事項について、民間事業者等が開催するアビリティ関連イベントのホームページ等による周知又は市及び他の機関が開催するアビリティ関連イベントへのブース出展等の調整を行うものとする。市は、プログラム提供者が協力可能な市内で開催されるアビリティ関連イベントの開催情報を、適宜プログラム提供者へ提供するものとする。

(3) 第 2 条第 2 項第 3 号に規定する事項について、市は、市の事業等における活用を検討し、必要に応じて実施日程等を調整し、市民に民間事業者等のアビリティ向上ツール又はサービスの提供を行うものとする。

(4) 第 2 条第 2 項第 4 号に規定する事項について、実施に係る調整等を行うものとする。

（変更の届出等）

第 8 条 プログラム提供者は、認定された当該プログラムの内容を変更する場合、アビリテ

ィ支援プログラム登録変更届出書（様式第3号）及び当該変更内容を明らかにする書類を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出があったときはこれを審査し、適当と認めるときは登録内容の変更を行うものとする。

（廃止の届出）

第9条 プログラム提供者は、認定された当該プログラムの登録を廃止しようとするときは、アビリティ支援プログラム登録廃止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消）

第10条 市長は、プログラム提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該プログラムの登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 登録廃止の届出があったとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
- (3) プログラム提供者が登録したアビリティ支援プログラムを実施しないとき
- (4) 第5条に規定する登録の基準に適合しなくなったとき

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

本要綱は、令和6年 月 日から施行する。